

第61回 神戸市文化財保護審議会 議事録

(1) 日時 令和7年8月29日(金) 14:30～18:00

(2) 場所 市役所1号館19階 会議室

(3) 出席者

(委員) 12名

菱田委員、市澤委員、黒田委員、橋寺委員、大林委員、中江委員、
筒井委員、大江委員、藪田委員、村上委員、林委員、石丸委員

(事務局) 文化スポーツ局長 以下 18名

(4) 次第

1 開 会

2 会長・副会長の選出

3 議 事

(1) 伝建部会委員の指名

(2) 「指定文化財の指定」の諮問の件

(3) 「旧ハンター住宅の旧山口邸への移築と保存」の答申の件

(4) 事務局からの報告

① 海軍操練所跡の保存と活用

② 神戸市文化財保存活用地域計画

③ 神戸歴史遺産

④ 事業概要(令和6年度報告・令和7年度計画)

⑤ その他

4 閉 会

【議事録】

【1】開会

【2】局長挨拶

【3】会議の成立：委員13名中12名出席により会議成立。

【4】第15期委嘱委員の紹介

【5】会長、副会長の選出

委員の互選により、菱田会長、市澤副会長を選出

【6】公開・非公開の決定

議事（3）「旧ハンター住宅の旧山口邸への移築と保存」の答申の件について、神戸市情報公開条例第10条第1項第4号に基づき「実施機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報」であり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれると認められること、また、報告事項①「海軍操練所跡の保存と活用」について、神戸市情報公開条例第10条第1項第5号に基づき「地方公共団体が行う事務に関する情報」であり、公にすることにより、当該事務の性質上、適正な遂行に著しい支障を生じると認められるため非公開とする。ただし、議事録については個人の氏名をふせた形での公開とする。その他の議題については非公開とすべき審議内容はないため、公開を決定。（傍聴者あり）

【7】議事

（1）伝建部会委員の指名

菱田会長より黒田委員、橋寺委員、大林委員、中江委員の4名を指名。
部会長は黒田委員に決定。

（2）「指定文化財の指定」の諮問

神戸市指定文化財の指定候補1件につき諮問。

指定候補物件の報告・質疑応答

① 旧池長美術館

事務局より報告

〈質疑応答〉（委員）：文化財保護審議会委員 （事）：事務局

（委員）建造物に関する記述がない。建築作品としての評価がいるのでは。

（事）アールデコを基調としたデザインとしては、神戸市内には神戸税関や新港貿易会館、新港ビルなどあるが、だんだん少なくなっており、代表的な建物だと考えている。

（委員）最後の文章が池長の南蛮美術コレクションに重点を置いているように読めるので、報告では建物としての評価の部分に重点を置いてほしい。

（委員）元の写真では門扉や植え込みがあるが、門扉がどうなったかの記述がなく、道との関係がわからない。

(委員) 門扉の内側まで道路が拡幅されたのか。

(事) 植え込みは歩道に変わり、門扉はなくなった。現在の建物側に 2 m くらい敷地境界がセットバックしている。公共の建物の前なのでバス停が設けられた。

(委員) 来歴を詳しく書く必要があるのでは。門扉や植え込みが道路の拡幅で何年に失われているなど、本来あったものが減って現在の状態になっていることは評価に関わるので、わかる範囲で報告では丁寧に書いてほしい。

(委員) 建物の正面にバス停があり景観上問題。

(委員) 平成 12 年には「神戸市景観形成重要建築物」になっており、バス停と建物は景観的には相反する。

(委員) 神戸市で文化財や伝統的建築物の前のバス停をデザイン的に配慮されている事例はあるか。

(事) 北野などのバス停では花壇にするなど整備している事例はある。

(委員) 外観も問題だが、南蛮美術館から文書館に変わったときに中身を大きく変えた。かつてのきらびやかな雰囲気はなく、壁画は塗り込まれたのか撤去されたのか見えなくなっている。意匠や附属品に関しても何が残って何が損なわれたのかリストアップしてほしい。

(委員) 調査して、できるだけ元の状態に戻すということは可能か。

(事) 2 階の館長室にあったモザイクタイルは 1 階の展示室にそのまま残されている。暖炉は撤去されている。どこまで復元できるかは調査のうえ検討していきたい。

(委員) 8 ページ「内部の意匠に大きな改変はない。」というところが気になる。意匠は結構変わっているので、報告では正確に書いた方がよい。アールデコは簡素ながらきらびやかなデザインと言われるが池長自身が私設の美術館を造るにあたり、経済性合理性を追求して作った、良い美術館である。池長個人の思い入れが深い建物であり美術館だと思う。建築的価値をいうときにアールデコ様式のみの評価だけであればアールデコらしいものは神戸にはほかにもある。建築年代から見るとアールデコ様式の絶頂期より後になるので、この時代の意匠を使いながら合理性や経済性を追求して池長の思いを実現したところも価値がある。外壁は簡素なところも多く、4 面すべて意匠が綺麗な建物ではないが、それも特色だと思う。これからどう使うかは文化財指定には関係ないとはいえ、失われた部分を復元することも可能性として大いにある。指定になれば凍結保存しなくてはならないというのでは建物の価値が活かせない。今後の保存方法の方向性を準備できるような内容も報告書には必要。

(委員) 近代建築では設計した建築家についても問題となるので、その点も評価に加えてはどうか。公文書館が移転した後、この建物をどのように使うか決まっているのか。加えて、資料がかなり残っているという話だったが、分量やその調査状況について教えてほしい。

(事) 今後、活用してくことには違いないが、具体的には決まっていない。

資料は池長の備忘録なども残っており、青焼き図面 272 枚、附随する資料も多いと市立博物館から聞いている。図面以外の契約書関係の資料について施工した工務店に確

認したところ、写真がデータとして1枚残っているとのことである。市立博物館の池長コレクションの中に写真は多く含まれている。

(委員) 文化財指定の^{つけどり}附(※)にするような価値があるものは建築図面とそれに関わるものが中心になる。図面関係の量が将来把握でき、指定できる状態になるなら指定文化財の^{つけどり}附でも良いと思う。青焼き図面は消えてしまうので早めにデジタル化を。
※つけどり：文化財本体に関連する物品や資料等を本体と併せて「附録の指定」をすること

(事) デジタル化はできている。

(委員) 諮問資料には建物の仕上げについての記載がない。外観のグリル、タイル、玄関は重厚さを出すような素材を使っている。欄間は前時代のデザイン、天井は古典的なデザイン。いろんな時代性を伴ったうえで基調としてはアールデコ。細かく見るとその前の時代にも、移行後の時代にも見えるところが特徴的。時代性を表しているし、南蛮美術が中に入る建物として、何をスッキリさせ、何をこってりさせるかに特徴がある。噴水の写真を見るとタイルがかなり凝っているようにうかがえる。そういうところが見えると、この建物の特徴として時代性と代表性の両方が出てくるのではないか。可能であれば多少壁などを剥がして調査し、報告していただければ。

(委員長) どこまでできるのかはスケジュールの問題。^{つけどり}附については別枠で指定を後回しにする方法もあるが、現時点で図面の総数がわかるようであれば合わせて文化財指定の方がすっきりする。^{つけどり}附にして「こういう図面は保護が必要」とアピールする意味はある。検討いただきたい。ご担当の委員は引き続き調査をお願いしたい。

非公開案件の審議に入る前に傍聴人が退室

(3)「旧ハンター住宅の旧山口邸への移築と保存」の答申

事務局より経緯等説明

〈質疑応答〉

(委員長) 旧山口邸内へ移築する場合、旧ハンター住宅は敷地内のどこへ移築されるのか。移築後の旧ハンター住宅の建物の方向も含めて、再度確認したい。

(事) (図示) 旧山口邸は、敷地北東側の擁壁が崩れているため、まずは補修する必要がある。擁壁を構造計算したうえでの結果次第だが、極力旧ハンター住宅を北東側に寄せて移築したいと考えている。

(委員) 旧ハンター住宅への見学ルートはどうなるのか。

(事) 旧ハンター住宅の玄関は、建物西側にある。旧山口邸建物南側を横切る見学ルートとするか、敷地東から庭園内を通る見学ルートとするか等、複数案を検討してい

る。

（委員）旧ハンター住宅は、王子公園へ移築している時点で歴史的価値が半減しているということを認識しておいてほしい。

（委員）王子公園の再整備計画が令和6年3月に出ているが、王子公園の再整備計画があるから、この諮問をしたというわけではないのか。

（事）そうではない。

（委員）再整備計画を変更すれば、現状でもすばらしい場所になりうるのではないか。旧ハンター住宅が北野町に建っていたときにあった前庭を復元することも可能なのでは。そもそも移築という行為自体が誤りである。旧ハンター住宅を王子公園へ移築したのは当時の事情から移築せざるを得なかっただけである。旧山口邸の南側の和室から庭園を眺めると、園池がよくみえる調和のとれた空間がひろがり、主屋東側の2階から眺める展望は、海と山が近い神戸の生活を絵にかいたような構成となっている。ここに旧ハンター住宅を移築すると眺望がなくなり、旧山口邸が有する文化性も破壊する。神戸市の文化財保護条例にある目的として、「文化環境を保全することにより、現在および将来の市民の文化的向上に資することを目的とする」と記載しているが、旧ハンター住宅を旧山口邸へ移築することは、文化環境を保全することではないので、私は、ここに移築すべきではないと考える。

（委員）旧山口邸は「見下ろす」というのがキーワードになると思っている。建物側から庭園を見下ろして楽しみ、西側の庭園は回遊式として機能していたかと思う。東側の庭園は、緻密な回遊式というわけではなく、山口氏がここを購入したあと、2階の客間から庭園や街並みを見下ろすという機能が付与されたと思う。あずまやからも街並みはよくみえていただろう。旧山口邸の庭園を最初は小さな園池があるなという印象だったが、調査が進み改めて見ると、かなり立派な園池といえる。園池の北側には滝組があって、その周りにソテツが植えられ、園池となだらかな傾斜地がおりなす庭園、多様な低木の植え込み、それを建物から見下ろすことで楽しんでいた庭園だったと評価できる。庭園の北側にあるガーデニング広場には、温室も設置されていたようで、発掘調査でここから食器類も出土していることから、このあたりでパーティーも催されていたようである。

私の結論としては、旧ハンター住宅の移築はありだと思う。旧山口邸をこれから修復し、旧ハンター住宅をここへ移築することで相乗効果をもたらし、文化財の保存と活用を実践するモデルケースとして、全国に先駆けた地域の活性化につながる事業になるのではないか。園池やあずまやも移築することは可能だと思うので、総合的な文化財の活用を促進するためのモデルケースとして、この事業を前に進めていくべきかと思う。

（委員）旧山口邸へ旧ハンター住宅を移築するのはやむを得ないのではと思う。ただし、北野町でこれだけの緑量があり、たくさんの生物をはぐくむ場となっていることから、旧ハンター住宅を移築することによって植栽がなくなってしまうのはもったいないと思う。王子公園に旧ハンター住宅を置いておけないという事情があるなら、こ

の先、旧ハンター住宅が解体されて倉庫の中に部材が保管されたままとなるくらいなら、消極的ではあるが、旧山口邸への移築は致し方ないかと感じた。ただ、本当に王子公園に旧ハンター住宅は残せないのかという思いは残る。

（委員長）王子公園の再整備計画のうち、事務局で把握されている情報があるなら説明を。

（事）（当初の移築経緯と旧ハンター住宅移築後の活用方針を説明）

（委員）兵庫県の施設があった場所のすぐ横に旧ハンター住宅を移築したため、移築した段階でその価値が半減しているというのは、ご指摘された委員の言われたとおりである。ただ、移築した後に文化財としての価値を認め、重要文化財に指定したのは国の方針でもあるので、その価値は、国が認めている。その点はしっかり保全していかなければならない。

（委員）旧ハンター住宅を動かそうとしていることに反対しているのであって、二度と繰り返してはならないという意味で、警鐘を鳴らしている。

（委員長）賛成と反対の意見が出ているが、条件付きの答申を出すという方法もある。まず一つ目は旧ハンター住宅が重要文化財であることから耐震工事を進め、かつ移築先となる旧山口邸敷地内の安全も確保する必要がある。二つ目、旧山口邸の庭園や景観を可能な限り保全すること。三つ目、移築した文化財に対する説明責任を神戸市はしっかり果たすこと。四つ目、将来的に旧ハンター住宅を北野の元あった場所へ移築することも検討し、旧山口邸の景観を回復するよう努めること。この4点を意見として付す案はどうか。

（委員）全会一致の必要がなければ、私は反対する。移築するたびに建物は傷む。法隆寺や薬師寺を移築しようとする人なんていない。

（委員長）ならば、四つ目は削除する方向で。ほかに付け加える意見はあるか。

（委員）庭園の重要な要素のうち、優先順位の高い園池やあずまやは旧ハンター住宅の移築後も残すこと。技術的に保存が可能なことは、必ず対応することを記載していただきたい。

（委員）旧ハンター住宅の移築を適か不適かと問われれば、移築は致し方ないのかと思う。旧ハンター住宅が旧山口邸へ移築されることでその文化財的価値は半減するが、その一方で、旧ハンター住宅の前庭がとれるような敷地を王子公園内で確保できるわけでもない。旧山口邸に移築しても前庭がひろく確保できるのか、もとの景観が再現できるのかもわからない。旧ハンター住宅を移築したとして、北野町に旧ハンター住宅があったときの旧状に戻せるのかという点も心許ない。

（委員）そもそも旧ハンター住宅は移築されている。今回の案件は、マイナス要素が多い諮問であるため、付帯条件をつけた答申にならざるを得ない。

（委員）私も基本的には反対。やむを得ず移築するのであれば、旧山口邸への移築で終わりというのではなく、付帯条件の四つ目として、これが最後の移築ではない、北野の元あった場所への移築をあきらめないという姿勢を示すべき。何度も移築すべきではないが。

(委員長) やはり、よりよい場所として、北野の元あった場所への移築は、目指す方向性として一文入れるべきだろう。そうすれば、指摘があったように前庭の景観を取り戻すことができることにもつながる。四つ目は削除せず残す方向とする。

(委員) 今の一文を加えるにあたって、旧ハンター住宅の旧山口邸への移築に対して地元からどのような意見がでているのか説明を。

(事) 旧ハンター住宅があった場所と旧山口邸への移築先の標高はほとんど変わらない。地元は、かねてから北野町へ戻してほしいという意見はあったが、具体的にどこへ移築してほしいという意見は聞いていない。神戸市としては、伝建地区内へ移築できればと考えている。

(委員) この案件は、審議会としては珍しい議論になると思う。文化財保護法が大きく改定されて「保存と活用」というテーマが出てきた。今後の文化財保存活用の基準になるだろうと思うので、きちんとした議論をし、議事を残すことが大事。我々は文化財の価値判断はするが、移築と保存がこのタイミングしかないのかという問いは、我々からみたら最も遠いテーマである。それは行政が判断すべきことであって、我々が判断すべきことではない。ただ、旧山口邸しか移築先がないのかという議論については、反対意見も含めて付帯条件を付けて答申を出すのはいいかと思う。移築のタイミングが今しかないということを神戸市が主体的に判断しているということを大前提にしておいてほしい。

(委員長) この審議会で「適当であると答申を出せるのか」という意見は、そのとおりと思う。審議会としては、適当であるとも不適当であるともいわず、付帯条件をつけて答申を出すのが良いと思うがいかがか。

(委員) それでよいと思う。今回の件は、諮問の時期を逸していると思う。また、伝建制度は、貴重な建物があるからその建物を残すというのではなく、歴史的な街並みが残っているから伝建地区として保護するというのが趣旨である。

(委員長) 時期を逸しているという点は、我々では判断できないことかと思う。この諮問については、付帯条件をつけた答申としたい。今から答申案を作成する。その案をもって多数の賛同を得られたら、答申としたい。

〈答申案作成〉

答申案を読み上げたのち改めて委員の意見を伺う。

(委員長) この事業を進めるのは神戸市の判断であるため、文化財保護審議会としては、この案を答申としたいと思うが、いかがか。

(委員) ここで出てきた反対意見は、答申に反映しなくてもよいか。

(委員長) 反対意見は議事録として公開される。

(委員) 答申ということは、審議会も事業を認めるということとなる。

(委員長) 基本的には、事業を進める上での注意点を付した答申という位置づけである。もう一つ答申案を挙げるならば、「この事業は不適切なため実施すべきではない。」

となる。ここでの意見（答申）は、この事業に対する審議会から神戸市に対する処方箋的なものとなる。審議での反対意見も議事録として残す。

（委員）答申の最後に、この案件が諮問として妥当性のあるものかどうか審議されたことを追記したらどうか。

（委員）この答申案は、旧ハンター住宅の移築の是非を問うことばかりで、旧山口邸の価値を損なうとの意見が反映されていない。

（委員）そのとおり。旧山口邸の文化環境を損なうという一文も追加すべき。
＜議論を踏まえ、最終案を提示＞

（答申）

令和7年1月17日付で諮問のあった「重要文化財旧ハンター住宅の耐震化工事に伴う、中央区北野町旧山口邸敷地内への移築と保存」について、慎重審議の結果、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月31日条例第50号）の規定により、文化財の保存及び活用に関する重要事項として、下記の通り意見を付して答申いたします。

記

重要文化財建造物の移築は本来行うべきでないという意見、および移築することにより旧山口邸の文化環境の毀損に繋がるという意見も踏まえ、次の付帯条件を申し添えます。

1. 旧ハンター住宅の耐震化工事を確実にを行い、旧山口邸敷地内の安全を確保すること。
2. 旧山口邸の保存を確実にを行い、庭園の重要な要素を残すこと。
3. 旧ハンター住宅を旧山口邸へ移築する経緯を明示し、掲示すること。
4. 将来的には、旧ハンター住宅が建っていた場所への移築を検討し、旧山口邸の庭園も旧状を復元すること。

（付記）今回の諮問については、その妥当性についても議論された。

（委員長）この案でよければ、これを答申とする。
＜反対意見がなく、上記案が答申となる＞

（４）事務局からの報告

① 海軍操練所跡の保存と活用

事務局より説明

〈質疑応答〉

（委員）本物の遺構に誰でも入ることができるような形で露出展示するのか。遺構の露出展示と遺構の保存は両立するのか。

（事）比較的安定したものになっており実物をご覧いただく。危険な場所は囲いを作

ることを検討する。イメージパースではガラス張りになっている。中には人は入れない。

（委員）入れないのであれば安心。中は土で固めるか何かしないと劣化するのでは。

（事）今は土をかぶせているのでテスト的に掘り返してみても確認のうえ検討する。保存に影響がある部分はこういう形ではない方法も考える。あくまでイメージパースなので、どう具体化するのか今年度後半の事業。

（委員）露出で良いのか気になる。^{おおいや}覆屋の中に入っているのが多いと思うが。石垣くらの強度で安定していれば良いが。

（委員）あくまでイメージパースなので具体的にはこれから検討するのでは。

（委員）防犯・防災・安全の確保など、配慮する点はある。事業者側と文化財部署とのイメージの齟齬が出てくることがあるので、それを調整していく必要がある。

② 神戸市文化財保存活用地域計画

③ 神戸歴史遺産

④ 事業概要（令和6年度報告・令和7年度計画）

事務局より説明

〈質疑応答〉

特になし

【5】閉 会